

●香川県監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成24年6月8日

香川県監査委員 仲 山 省 三
同 鍋 嶋 明 人
同 綾 田 福 雄
同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 健康福祉部
- 2 監査対象年度 平成23年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
東讃保健福祉事務所	平成24年4月10日
中讃保健福祉事務所	平成24年4月11日
西讃保健福祉事務所	”
川部みどり園	平成24年4月13日
子ども女性相談センター (西部子ども相談センター)	平成24年4月19日
保健医療大学	”
生活衛生課	平成24年5月8日
障害福祉課	平成24年5月9日
子育て支援課	”
医務国保課	”
薬務感染症対策課	平成24年5月11日
長寿社会対策課	”
健康福祉総務課	”
斯道学園	平成24年5月25日
障害福祉相談所	”
精神保健福祉センター	”
食肉衛生検査所	”

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入事務について

(ア) 現金による収納について、出納員又は収入取扱員以外の者が納付を受けるなど、会計規則に定められた収納手続に反するものがあった。(川部みどり園)

(イ) 証券受払簿への登記について、年月日や金額などを削って訂正していた。(薬務感染症対策課)

(ウ) 証紙収納簿への登記について、金額などを削って訂正していた。(健康福祉総務課)

イ 旅費の支給について

自家用車を公務で使用した県内出張について、旅費が支給されていなかった。(医務国保課)

ウ 手当の支給について

(ア) 通勤手当について、通勤実績のない嘱託職員に支給しているものがあつたので、返納させる必要がある。(中讃保健福祉事務所)

(イ) 超過勤務手当について支給漏れがあつたので追給する必要がある。(障害福祉相談所)

(ウ) 勤務時間終了の17時15分から引き続き超過勤務を行う場合は、あらかじめ所属長の承認を得る必要がある。(障害福祉課)

エ 委託契約について

公募による見積り合わせの結果、見積書提出者と速やかに契約を締結しなかつた業務委託について、当初予定の納期が過ぎているのに再度手続をやり直すことなく、当初の見積書に合わせて始期を5か月遡って業務契約をしていた。(子育て支援課)

オ 指定管理について

(ア) 県立障害者施設ふじみ園の管理を受託している社会福祉法人香川県社会福祉事業団の職員による事業団資金等の横領事案があつたことに対し、指定管理者が行う執行体制の見直しなど再発防止策が確実に実施されるよう注視するとともに、所要の指示を行う必要がある。(障害福祉課)

(イ) 指定管理者と締結している包括協定で定めた定期報告書の提出期限が守られておらず、昨年度口頭で指導したところであるが、いまだ遵守されていなかった。(健康福祉総務課)

カ 物品の管理について

婦人保護施設「玉藻寮」で購入している入所者の生活用品について、消耗品出納簿を備え、在庫管理をする必要がある。(子ども女性相談センター)

キ 現金等の管理について

(ア) 帳簿に記載されていない現金が見つかった。(薬務感染症対策課)

(イ) 帳簿に記載されていない現金、金券類が見つかった。(長寿社会対策課)

(3) 検討指示事項

該当事項なし